

訓 令

埼玉県訓令第八号

本 庁

地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表中所沢児童相談所の項を削り、越谷児童相談所の項を次のように改める。

越谷児童相談所	調理給食の業務に従事する職員	4週間で1週間について38時間45分	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	勤務時間が7時間45分の場合は45分以上1時間30分以内とし、その時は、業務の実情に応じ所属長が定める。
---------	----------------	--------------------	-------	------------------------------	--

別表花と緑の振興センターの項を削る。

附 則

この訓令中別表所沢児童相談所の項を削る改正規定及び同表越谷児童相談所の項の改正規定は公布の日から、同表花と緑の振興センターの項を削る改正規定は令和三年四月一日から施行する。